

閣 副 第 3 9 6 号  
府 番 第 1 1 7 号  
総 行 情 第 4 9 号  
総 行 住 第 8 3 号  
令 和 元 年 9 月 1 1 日

各都道府県知事  
各指定都市市長 殿

内閣官房番号制度推進室長  
( 公 印 省 略 )  
内閣府大臣官房番号制度担当室長  
( 公 印 省 略 )  
総務省大臣官房地域力創造審議官  
( 公 印 省 略 )  
総務省自治行政局長  
( 公 印 省 略 )

#### マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進及びマイナンバーカードの普及の促進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）を踏まえたマイナンバーカードの普及促進については、「マイナンバーカードの円滑な取得に向けた取組について（依頼）」（令和元年 6 月 28 日付け府番第 41 号・総行住第 34 号。以下「6 月 28 日付け通知」という。）において取組の推進を依頼していたところですが、当該通知において御連絡していた政府としての工程表については、本年 9 月 3 日のデジタル・ガバメント閣僚会議において、別添 1 のとおり「マイナンバーカード交付枚数（想定）・マイナンバーカードの健康保険証としての医療機関等の利用環境整備に係る全体スケジュール」（以下「全体スケジュール」という。）として決定されました。また、併せて、マイナンバーカードの健康保険証としての利用に関し、別添 2、別添 3 が、マイナンバーカードを活用した消費活性化策として別添 4 の方向性が、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の交付円滑化計画に関し、別添 5 が、それぞれ決定されました。

つきましては、各市町村におかれては、下記に格段の御配意のうえ、全体スケジュール

におけるマイナンバーカードの交付枚数の想定に沿ったマイナンバーカード交付円滑化計画（以下「交付円滑化計画」という。）を策定いただき、マイナンバーカードの交付体制の整備や普及促進に計画的に取り組んでいただくようお願いします。

各都道府県におかれては、この旨を域内の指定都市を除く市町村に周知いただくとともに、下記に御留意いただき、域内の市町村の交付円滑化計画をとりまとめ及び必要な助言・連絡調整等に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 第1 交付円滑化計画の策定・推進体制

このたびのマイナンバーカードの普及に向けた取組については、各市町村におけるマイナンバーカードを活用した消費活性化策の担当部局や、マイナンバーカードの健康保険証利用に係る国民健康保険等や共済組合等の関連部局、各種窓口業務や人員、設備、予算に関する部局などとの緊密な連携が必要となることから、交付円滑化計画の策定や計画に沿った施策の実施については、マイナンバーカード交付担当部局だけでなく、庁内に部局横断型の推進体制（推進本部やプロジェクトチーム等）を構築するなどして取り組むことが適当と考えられること。

### 第2 交付円滑化計画の内容

#### 1 交付枚数の想定

全体スケジュールにおける年度毎のマイナンバーカードの交付枚数の想定に沿って各市町村における年度毎の交付枚数を想定して計画を策定されたいこと。

特に、令和2年7月に向けては、国家公務員や地方公務員等による今年度中のマイナンバーカードの一斉取得の推進に向けた取組に加え、マイナンバーカードを活用した消費活性化策としてのマイナポイント（マイキーIDにより管理するポイント）の取得のため、マイナンバーカードの交付申請が大きく伸びることが想定されることから、できるだけ早期かつ前倒しで交付枚数が増大することを想定して策定されたいこと。

#### 2 交付体制の整備

1で設定した交付スケジュールに対応するために必要な窓口数、土日・夜間開庁予定、職員配置数及び統合端末台数を算出・設定し、計画的に確保されたいこと。この際、以下の点に留意されたいこと。

- (1) 平日日中に来庁することが困難な住民の利便性を考慮し、地域の実情に応じた土曜日・日曜日の開庁や平日夜間の開庁時間延長の予定を設定し、積極的に実施され

たいこと。

- (2) 統合端末を取り扱うことができるのは、原則としていわゆる正規職員のみであるが、正規職員の配置換えでは十分な確保が難しい場合、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成 14 年総務省告示第 334 号）に基づく研修や正規職員による監視・監督等により住民基本台帳ネットワークシステムの安定運用が確保される場合には、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の適用を受ける一般職の臨時・非常勤職員であっても操作を行わせることが可能であること。
- (3) 臨時・非常勤職員の募集に当たっては、その職務上、統合端末の操作や、マイナンバー制度・公的個人認証制度の理解、住民への説明などの業務や責任が求められることも考慮した上で、その募集条件や採用条件を検討することが望ましいこと。
- (4) 民間事業者への委託については、マイナンバーカード関連業務のうち、交付・不交付の決定や、請求・届出内容の審査、住民基本台帳ネットワークシステムの運用・統合端末の操作等を除き、市町村の適切な管理下にある状況であれば、基本的には委託可能であること。例えば、申請者の本人確認に関しては、本人確認資料の審査・交付決定は市町村職員が行う必要があるが、市町村の適切な管理のもと本人確認資料や手続の説明・窓口の整理等の補助的業務について受託者が行うことができること。
- (5) 令和 2 年 1 月以降、公的個人認証の電子証明書及び未成年者に交付されているマイナンバーカードの有効期限が到来し、更新手続が発生することから、このための窓口負担を考慮の上、交付体制の整備の計画を策定する必要があること。

### 3 申請受付等の推進

- (1) 申請受付等の推進に当たっては、6 月 28 月付け通知において示したとおり、早期かつ円滑なマイナンバーカードの発行を進める観点から、オンラインでの交付申請を積極的に進める必要があること。

具体的には、交付申請者に対し、通知カード付属の交付申請書上の QR コードや申請書 ID を用い、スマートフォンやパソコンから交付申請用のウェブページにアクセスし又は証明用写真機からオンラインで交付申請を行うことを推奨されたいこと。また、通知カード付属の交付申請書を紛失している場合には、統合端末から交付申請書を出力し、当該申請書に記載された QR コードや申請書 ID を用いてオンラインで申請する方法が最も早期かつ円滑な発行に資するものであること。
- (2) 6 月 28 月付け通知において積極的な実施を依頼している申請時来庁方式、出張申請受付方式、申請サポート方式及び来庁者への申請勧奨については、下記の点に留意のうえ、未導入の団体は導入時期を計画に明示いただき可能な限り早期に導入いただきたいこと。
  - ① 出張申請受付の推進については、これまでも「企業等における個人番号カード

の一括申請等に対する積極的な対応について」(平成 27 年 12 月 21 日付け総務省自治行政局住民制度課事務連絡。以下「平成 27 年事務連絡」という。)においても、相当規模の企業等から相談があった場合には対応するよう努められたいことや、他部局からの応援など市町村横断的な柔軟な職員確保に努められたいこと、市町村間の連携などについて、積極的な対応を要請してきたところであり、より一層積極的に対応いただきたいこと。

- ② 出張申請受付に当たっては、他の市町村の住民の交付申請についても、本人確認を行った上で受け付けることも可能とされている(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成 26 年政令第 155 号)第 13 条第 1 項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成 26 年総務省令第 85 号)第 22 条の 2 及び通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平成 27 年 9 月 29 日付け総行住第 137 号)第 3-2-(1)(オ))。これに基づき、他の市町村の住民の交付申請も併せて受け付けることが周辺市町村も含めた円滑な交付促進の上で有効であることから、積極的に実施されたいこと。特に、平成 27 年事務連絡に示しているとおり、企業等の従業員等が所在地市町村のみならず、周辺や広域の市町村の住民も多く占める場合には、当該周辺や広域の市町村においては、所在地市町村からの職員の応援等の依頼があった場合、積極的に対応するよう努められたいこと。
- ③ ②の場合に、他の市町村が交付申請を受け付けたマイナンバーカードについては、住所地市町村は、申請した住民に本人限定受取郵便で送付することとなるため、その体制を整える必要があること。なお、本人限定受取郵便に係る経費については、個人番号カード交付事務費補助金の補助対象経費に計上できること。
- ④ 出張申請受付等の実施にあたっての他の機関との連携については下記に留意されたいこと。
  - ア 病院、介護施設等での出張申請受付については、来庁が困難であって顔写真付き本人確認書類を所有しない者へのマイナンバーカードの交付を進める上で有効であることから積極的な実施を検討されたいこと。
  - イ 税務署と連携した出張申請受付等の実施については、確定申告会場のほか、税を考える週間や記帳説明会等のイベントにおいても協力いただけることとされていることから、できるだけ早い段階で税務署に相談し、これらの機会を積極的に活用いただきたいこと。
  - ウ 法人会や青色申告会等に対し、国税庁から協力要請が行われていることから、これらの団体と協力した出張申請受付等の実施についても、できるだけ早い段階で法人会や青色申告会等に相談し、積極的に検討されたいこと。
  - エ 郵便局と連携した出張申請受付等については、現在実施に向けて日本郵便株

式会社と協議を進めているところであり、協議の結果を踏まえ、具体的な調整方法等についておって通知予定であるので、積極的に検討いただきたいこと。

オ ハローワーク、運転免許センター等及び地方出入国在留管理局における出張申請受付等のモデル事業に協力いただける団体については、交付円滑化計画の中で実施予定である旨を記載いただきたいこと。

#### 4 補助対象経費の見込額

今後の各市町村における交付の体制強化に対応し、国として必要な財政支援を適切に行うため、今年度及び令和2年度におけるマイナンバーカードの交付体制の整備、申請受付等の推進に必要な経費について見込まれたいこと。

#### 5 広報

- (1) 今回のマイナンバーカードの普及に向けた取組については、政府において、別添6, 7のような普及促進や広報が予定されていること。
- (2) (1)に対応して、各地方公共団体においてもマイナンバーカードの交付申請件数の増加を図るため、マイナンバーカードを活用した消費活性化策や健康保険証利用をはじめとするマイナンバーカードの利便性の向上及びマイナンバーカードの安全性等について、広報誌、ホームページ、SNS等の各種広報媒体を活用し、積極的に住民に周知されたいこと。その際、内閣府より提供することとしている広報素材(別途通知)を積極的に活用し、ポスター掲示等による広報を実施されたいこと。
- (3) 加えて、住民の利便性向上のため、土日・夜間の開庁状況や申請時来庁方式の導入状況、出張申請受付、申請サポートのほか、マイキーID設定支援端末の設置を含むマイキーID設定支援の状況などについても積極的に広報を実施されたいこと。
- (4) なお、市町村における広報に要する経費については、地方財政計画において、普通交付税の算定上、包括算定経費として措置されていること。

#### 6 実績の把握及び滞留防止

マイナンバーカードの交付滞留の防止及び早期の解消のため、J-LIS から提供する交付申請受付数、J-LIS からのカード送付枚数のほか、交付前設定数、交付通知書送付数及び交付数を月単位で実績報告いただきたいこと。特に交付の滞留が発生し又は発生しようとしている場合には、速やかに体制の増強等必要な対応を取られたいこと。

#### 7 マイナポイントに係るマイキーID設定支援

「マイナポイント」を活用した消費活性化策については、マイナンバーカード取得者が自らマイキーIDを設定することが前提となるものであり、総務省においては、マイキーID設定支援について、マイキーID設定方法の現行機能の改善や、より多くの機種スマートフォンからのマイキーID設定を可能とするためのシステム開発を進め

るとともに、民間主体による取組も含めて、官民で連携を図りながら様々な主体によるマイキーID 設定支援について調整・検討しているところであるが、地方公共団体においても、住民に身近な立場において積極的な取組を推進されたいこと。

具体的には、マイナンバーカードの取得からマイキーID の設定までを一連の流れで行うことができるよう、マイナンバーカード交付窓口近辺にマイキーID 設定支援用窓口を設置してマイキーID 担当部局がマイキーID 設定支援を行うことや、マイナンバーカード交付担当部局がマイキーID 設定支援も併せて行うことなど、マイナンバーカード交付担当部局とマイキーID 担当部局が連携して設定支援を行う体制を構築するとともに、公共施設や商業施設等でのマイキーID 設定支援の実施についても検討すること。

また、「マイナポイント」を活用した消費活性化策の広報については、マイナンバーカードに関する広報と連携して実施されたいこと。その際、マイナンバーカード交付と連携したマイキーID 設定支援についてはもとより、マイナンバーカード既取得者、申請時来庁方式等によりマイナンバーカードを交付した者に対しても、自宅等において自らのインターネット環境によりマイキーID を設定するときの手続方法を周知することや、庁舎等にマイキーID 設定支援窓口を設置したこと等が十分に周知することができるよう、広報を実施されたいこと。

## 8 記載要領及び提出方法

交付円滑化計画の策定に当たっての具体的な記載要領及び提出方法等については、別途「マイナンバーカード交付円滑化計画の提出について（依頼）」（令和元年9月11日付け閣副第399号・総行住第87号・総行情第50号）により通知予定であること。

## 第3 交付円滑化計画の推進のための国等の取組

### 1 マイナンバーカード交付事務円滑化のための事務処理要領の改正

別途「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の一部改正について（通知）」（令和元年9月11日付け総行住第85号）により通知しているところ、以下の内容を主とする通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の改正を行ったこと。

- (1) オンライン申請について、交付時来庁方式のみ行うことができることとされていたところ、申請時来庁方式及び出張申請受付方式により申請受付を行う際にもオンラインで申請を行うことを可能としたこと。具体的には、タブレット端末等でカード交付申請書上のQRコードや申請書IDを用いてオンライン申請を受け付けた上で、本人確認のうえ暗証番号設定依頼書への記入を依頼し、当該依頼書を市町村において保管し、交付前設定に用いることとなること。
- (2) カード交付申請書の電子証明書書の不要チェック欄の記載を見直し、電子証明書が今後の健康保険証としての利用等、様々なサービス提供に必要となる旨を明記した

こと。

- (3) 交付通知書の様式について、代理人への交付が認められる場合が病気、身体の障害その他やむを得ない場合として市町村長が認める場合に限られることを明示したこと。
- (4) 転入等による住所変更等の際にマイナンバーカードの表面の追記欄の余白がなくなった場合には、次に券面記載事項に変更が生じた場合に追記欄への記載ができなくなることから、再交付の申請を行うよう案内することが適当である旨を明記したこと。

## 2 市町村の交付予定枚数に係る情報提供

市町村毎の住民からの交付申請数等の状況については、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から各市町村に対し情報提供を行っているところであるが、市町村における交付予定枚数の予測をより立てやすくするよう、月次の情報提供から週次の情報提供に改めること。また、提供する情報に、J-LIS から当該市町村へ送付したマイナンバーカードの枚数を追加すること。

## 3 優良事例の展開

各市町村におけるカード取得促進のための優良事例集について、総務省HP（[http://www.soumu.go.jp/kojinbango\\_card/](http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)）において掲載していること。今後、交付円滑化計画の取りまとめや実績報告の際又は別に行う照会により把握した交付円滑化のための優良事例についても、掲載予定であること。

## 4 電子証明書等の更新手数料の無料化

今年度及び令和2年度の対応として、マイナンバーカード（電子証明書を含む。）の有効期限到来時の再交付について、国費により手数料を無料化すること。

## 5 国費による財政措置

- (1) 交付円滑化計画の実施のために必要となる市町村の体制整備等に要する経費について、国費による財政措置を実施しており、マイナンバーカード交付のための時間外手当等の人件費、旅費、需用費等を個人番号カード事務費補助金の対象とすること。
- (2) 以下のとおり、個人番号カード事務費補助金の内容を拡充することとしたことから、この内容を踏まえ、交付促進のため積極的に取り組んでいただきたいこと。
  - ① 補助対象経費の追加
    - ア 申請受付用のタブレット端末、モバイルプリンター、マイナポータル端末に接続して使用するウェブカメラの購入費を補助対象に追加  
※今年度限りの措置であることに留意

※まずはマイナポータル端末を有効活用するためウェブカメラの購入について検討すること。なお、マイナポータル端末の追加配置の要望や、マイナポータル端末の活用に関する問合せについては、下記にある内閣府大臣官房番号制度担当室のマイナポータル担当者まで連絡いただきたいこと。

イ 出張申請受付及び申請サポートの実施に必要な旅費、使用料、賃借料等を補助対象に追加

※交付の促進に効果的な方法を検討し、そのために真に必要な経費を計上されたいこと

ウ 交付予約のためのウェブサイト及び電話窓口等に係る経費を補助対象に追加

エ カード交付事務のために追加で整備する統合端末のリース等に係る経費を補助対象に追加

## ② 算定方式の見直し

ア 出張申請受付方式及び申請サポート方式の取組を促進するため、基準額の算出において、これらの方式によりマイナンバーカードの交付申請を受け付けた件数及びサポートした件数の係数を割増

イ 基準額が実支出額に満たなかった市町村に対し、出張申請受付方式によりマイナンバーカードの交付申請を受け付けた件数に応じて、基準額を追加配分

ウ モデル事業を実施するためにかかる費用について、基準額との比較算定をせずに、実支出額を補助

## 第4 都道府県による助言・調整等

### 1 交付円滑化計画のとりまとめ

各都道府県は、市町村の策定した交付円滑化計画のとりまとめを行い、別途通知する記載要領に沿って、以下に留意して、交付円滑化計画の記載内容について確認・助言をいただきたいこと。

- (1) 各市町村の交付枚数想定が全体スケジュールに沿った数値となっているか
- (2) 職員配置数や統合端末数等の交付体制の十分な整備が予定されているか
- (3) 申請時来庁方式や出張申請受付方式の早期導入が予定されているか
- (4) 追加の補助対象経費が計上されているか

### 2 交付円滑化計画のフォローアップ

交付円滑化計画策定後、月単位で実績のフォローアップ調査を実施し、進捗状況の確認を行う予定であり、カード交付の滞留が生じている場合や、実施状況が計画と大きく乖離している団体がある場合には、必要な助言をいただきたいこと。

### 3 市町村が行う出張申請受付及び申請サポートの総合調整



第3-1(1)で示したように、市町村において出張申請受付を推進するに当たっては、他の市町村の住民の交付申請についても積極的に申請を受け付けることや、自団体の住民の交付申請について他の市町村による申請の受付を可能とするため本人限定郵便によりマイナンバーカードを送付できる体制を整えることが必要であることから、これらの市町村の取組について必要な助言を行われたいこと。また、出張申請受付の実施に当たり他の市町村からの応援職員の派遣について実施市町村から求めがあった場合には、広域的な職員の応援等の対応が円滑に行われるよう、助言や調整を行われたいこと。

(マイナンバー制度に関すること)

内閣官房番号制度推進室

担 当：谷口補佐、平石官

T E L：03-6441-3457

F A X：03-3501-3026

(マイナポータル、マイナポータル端末に関すること)

内閣府大臣官房番号制度担当室

担当：諸橋主査、稲田官

T E L：03-6441-3480

F A X：03-3501-3027

(マイキーIDに関すること)

総務省自治行政局マイナポイント施策推進室

担 当：酒井補佐、高橋官

T E L：03-5253-5525 (直通)

F A X：03-5253-5530

(交付円滑化計画に関すること)

総務省自治行政局住民制度課

担 当：小泉係長、及川官、尾崎官

T E L：03-5253-5517 (直通)

F A X：03-5253-5592